

町民税・県民税特別徴収事務の取扱要領

町民税・県民税の特別徴収につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

別紙通知書のとおり、地方税法第321条の4ならびに琴浦町税条例第45条の規定により、貴事業所を特別徴収義務者に指定いたしましたので、下記により取扱いただきますようお願いいたします。

1. 給与所得等に係る特別徴収とは

納税義務者（給与の支払いを受けている人）の町・県民税の年税額を12回に分け、給与所得に係る特別徴収義務者（給与支払者）が、6月から翌年の5月まで毎月の給与の支払われる時に差し引いて、その月の分として事業所ごとに一括納入していただく制度です

特別徴収義務者は、市町村長から送付された税額通知書により、毎月定められた税額（月割額）を給与から差し引いて翌月の10日までに納入する義務があります。

＜取扱金融機関について＞ 以下のとおり納入の取扱金融機関を指定します。

地方税法第321条の5第4項の規定による特別徴収に係る町・県民税を納入する金融機関	山陰合同銀行本店・支店・出張所 鳥取中央農業協同組合本所・支所・出張所 鳥取銀行本店・支店・出張所 鳥取県信用漁業連合会本店 倉吉信用金庫本店・支店 米子信用金庫の各本店・支店・出張所 ゆうちょ銀行(郵便局)…中国5県のみ ※中国5県以外のゆうちょ銀行で納入される場合は、このしおり3ページの「指定通知書」を納入先のゆうちょ銀行に提出してください。
---	---

2. 納税義務者への通知

同封の「給与所得に係る町民税・県民税特別徴収税額通知書」は、特別徴収義務者用（事業所用）と、納税義務者用（個人用）がありますので、特別徴収義務者用は控えに、納税義務者用は個人別に切り離してそれぞれの納税義務者にお渡しください。

納税義務者が退職、転勤等のため渡すことができない場合は、異動届とともにすみやかに琴浦町役場・税務課へご返却ください。

3. 月割額の徴収方法と納期限

同封の「給与所得に係る町民税・県民税特別徴収税額通知書」に記載のある各納税義務者の月割額を、1回目は6月に支払われる給与から徴収し、2回目以降は7月から翌年5月まで給与を支払う際に順次徴収してください。

各納税者から徴収した月割額の合計、退職者に係る一括徴収税額、退職所得に係る特別徴収税額をあわせて、同封の払込用紙により翌月の10日（土日、祝日にあたる場合はその翌日）までに、左記の取扱金融機関へ納入してください。

4. 徴収税額を滞納した場合の措置

税金を納期限までに納付しなかった場合は納期限の翌日から余分の負担を合わせて納めなければなりません。

なお、このことによって算出される延滞金はすべて特別徴収義務者の負担となりますのでご注意ください。

納期限の翌日から納付するまでの期間に応じ、法律で定められた率により計算した延滞金が加算されます。

5. 納期の特例について

給与または退職手当の支払いを受ける者が常時10人未満の事業所については、町長の承認を受けて年2回に分けて納入することもできます。特別徴収税額の6月分から11月分の納入については12月、12月分から5月分の納入については翌年6月の各月の10日（土日、祝日にあたる場合はその翌日）までにお願いたします。

6. 納税義務者に異動があったときの届出について

納税義務者が退職・休職・転勤・死亡等により給与の支払いを受けないこととなった場合は、必ず「給与所得者異動届出書」を提出してください。（記入の仕方については4ページ以降を参照）

提出が遅れると、納税義務者ご本人への納税通知書の送付が遅れたり、特別徴収義務者（事業所）が滞納処分を受けることがありますのでお早めの提出をお願いします。

また、特別徴収税額が0円の方についても、異動があった際は同様に提出していただきますようお願いいたします。

7. 転勤等の場合の特別徴収の継続について

納税義務者が転勤・転職で勤務先が変わった場合、新しい勤務先で特別徴収を希望される場合は、新しい勤務先に特別徴収税額をご連絡の上、「給与所得者異動届出書」を提出してください。
(裏面に続く)

8. 退職者の未徴収税額の一括徴収について

①6月1日から12月31日までの退職者については、本人の申し出があれば一括徴収してください。10月以降に退職された場合、普通徴収に切り替えても納期が1回しかないため、残額をまとめてお支払いいただくことになります。なるべく一括徴収していただきますようご協力をお願いします。

②1月1日から4月30日までの退職者については、本人の申し出に関係なく一括徴収することが義務付けられています。

※いずれの場合も「給与所得者異動届出書」を提出してください。

9. 普通徴収から特別徴収への切替えについて

年の途中で新たに就職されたり、休職等で普通徴収となっていた方が特別徴収を希望される場合は、「普通徴収から特別徴収への切替え届出書」を提出してください。

10. 特別徴収義務者所在地・名称変更届の提出

給与所得者等に係る特別徴収義務者の所在地（書類の送付先も含みます）・名称に変更があった場合は、「特別徴収義務者所在地・名称変更届」を提出してください。

「給与所得者異動届出書」「普通徴収から特別徴収への切替え届出書」「特別徴収義務者所在地・名称変更届」の用紙はこのしおりに綴じてありますので、切り取って使用してください。用紙が不足する場合はご連絡いただくか、またはコピーして使用してください。

11. 退職所得に係る町・県民税

退職所得に係る町・県民税は、退職所得等を支払われる際に特別徴収して、当該納税義務者（退職者）の1月1日現在における住所地の市町村に納入していただくことになります。

特別徴収義務者が法人である場合は、納入書裏面の納入申告書に必要事項を記載し、退職手当の支払われる月の翌月10日までに、給与所得に係る特別徴収税額とともに納入してください。

特別徴収義務者が個人事業主である場合、納入書裏面の納入申告書には個人番号は記入せずに、退職手当の支払われる月の翌月10日までに、給与所得に係る特別徴収税額とともに納入してください。

《退職所得に係る町・県民税の計算方法》

前年の所得に対して翌年に課税を行う町・県民税とは異なり、退職所得に係る町・県民税は退職手当の支払者（特別徴収義務者）に税額の計算をしていただきます。

下記により計算をしてください。

$$\text{① (退職手当等の収入金額 - ※退職所得控除)} \times 1/2 = \text{退職所得金額} \\ \text{(1,000円未満切捨て)}$$

※勤続年数が5年以内の法人役員等（法人税法上の役員、国会議員、地方議員、国家公務員、地方公務員）は1/2を乗じる措置を廃止した上で計算する。

・退職所得控除の求め方

勤続年数	退職所得控除額
A20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
B20年超の場合	800万円+70万円(勤続年数-20年)
障害退職の場合	AまたはBによる計算+100万円

② ①の退職所得金額に税率（町民税6%、県民税4%）を乗じて税額を出す。

町民税・・・退職所得金額 × 6% (100円未満切捨て)

県民税・・・退職所得金額 × 4% (100円未満切捨て)

※町民税と県民税の合計額を納めてください。